

部下職員に対する的確な指揮監督について（概要）

平成20年6月27日  
例規（務・監）第69号

大阪府警察職員指揮監督規程（昭和30年訓令第47号）に定めるところによるほか、部下職員に対する指揮監督について必要な事項を定めたもので、

監督者の姿勢に関する事

身上監督の徹底に関する事

業務実態の把握及び指揮監督の徹底に関する事

指揮監督上の重点実施事項に関する事

実施上の留意事項に関する事

などの項目からなっている。